

## 要 請 書

2008（平成20）年 9月 2日

法務大臣 保 岡 興 治 殿

全国ハンセン病療養所入所者協議会  
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会  
同全国弁護士連絡会

事務局長 弁護士 安 原 幸 彦  
(連絡先 弁護士 野 間 啓)

(TEL 03-5363-6707)

### 要 請 の 趣 旨

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)の制定を受け、ハンセン病患者・元患者等に対する差別・偏見のすべてを解消するための総合的で有効な諸施策を早急かつ積極的に策定・実施されるよう要請いたします。

### 要 請 の 理 由

本年8月27日、貴大臣との懇談の席上にて1通の葉書をご提示させていただきました。心ない匿名のこの手紙は、今なお私たちの社会のいたるところに潜むハンセン病患者・元患者に対する差別と偏見の根強さ広汎さを示すものでした。

国会は、ハンセン病における基本問題の早急かつ全面的な解決を達成するために、頭書の法律を衆参両議院における全会一致の決議で制定いたしました。

この基本法は、「基本理念」並びにこれを達成するために果たすべき「国及び地方公共団体の責務」を定めています。その基本理念は「ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備」であるとともに「ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現」(前文)にあるとし、これらの「基本理念」を達成するために国及び地方公共団体は有効かつ総合的な諸「施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第4条及び5条)と定めています。さらには「ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」(第6条)としています。

貴省におかれましても、懇談の際に貴大臣より言及された、関連省庁及び地方自治体との連携の上での、各療養所における人権学校の設置、啓発パンフレット作成配布、シンポジュームの開催等を含む、差別・偏見を解消するための総合的で有効な諸施策について、私たちとの協議を尽くされ、早急かつ積極的に策定・実施されるよう、本要請をさせていただきます。

以上